



島根県報

令和元年12月13日（金）

第 6 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総務課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ 〃 ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ 〃 ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	4
保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件）	（ 〃 ）	5
廃川敷地等の発生	（河川課）	10
換地処分届出	（都市計画課）	10

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	11
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河川課）	11
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	12

【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札の実施	（企業局総務課）	12
メンテナンス付カーテンリースに係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	15

【公企規程】

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	15
--------------------------	----------	----

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		16
---	--	----

【人委細則】

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則		17
-----------------------	--	----

告 示

島根県告示第465号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、令和元年12月13日から施行する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

表の島根県臨時的職員任用候補者名簿登録試験の項の次に次のように加える。

島根県会計年度任用職員採用試験	〃	〃	〃
-----------------	---	---	---

表のしまね医学生特別奨学金貸与者選考審査の項、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与者選考審査の項及び特定診療科医師育成支援資金貸与者選考審査の項を削る。

表の採石業務管理者試験の項の次に次のように加える。

《病院局》			
島根県立中央病院会計年度任用職員採用試験	得点（科目別得点を含む。）及び順位	合格発表の日（結果通知発送の日）から1月間	中央病院事務局
島根県立こころの医療センター会計年度任用職員採用試験	〃	〃	こころの医療センター事務局

島根県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こころね訪問看護ステーション今市町	出雲市今市町330-5	令和元年11月11日

島根県告示第467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 徳祐会	邑智郡邑南町山田33番地6	介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 サンホームみずほ	邑智郡邑南町高見821番地1	令和元年9月5日

島根県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 森医院 尾浜診療所	江津市後地町1838-1	平成30年12月31日
医療法人社団 森医院 黒松診療所	江津市黒松町659-1	平成30年12月31日

島根県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐 330番3	短期入所生活介護	尼子苑	安来市広瀬町 下山佐330番 3	安来市広瀬町 下山佐330番地 2	令和元年 6月20日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐 330番3	介護予防短期入所 生活介護	尼子苑	安来市広瀬町 下山佐330番 3	安来市広瀬町 下山佐330番地 2	令和元年 6月20日
社会福祉法人 太陽とみどりの里	安来市広瀬町下山佐 330番3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホ ーム尼子苑	安来市広瀬町 下山佐330番 3	安来市広瀬町 下山佐330番地 2	令和元年 6月20日

島根県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人社団森 医院	江津市浅利町318-1	居宅療養管理指導	医療法人社団森医 院浅利診療所	江津市浅利町318- 1	令和元年7月23 日
医療法人社団森 医院	江津市浅利町318-1	訪問看護	医療法人社団森医 院浅利診療所	江津市浅利町318- 1	令和元年7月23 日

医療法人藤心会	大田市長久町長久口 267-3	居宅療養管理指導	医療法人藤心会フ ジタ歯科	大田市長久町長久口 267-3	令和元年7月18 日
医療法人藤心会	大田市長久町長久口 267-3	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人藤心会フ ジタ歯科	大田市長久町大字長 久口267-3	令和元年7月18 日
医療法人社団森 医院	江津市浅利町318-1	介護予防居宅療養 管理指導	医療法人社団森医 院浅利診療所	江津市浅利町318-1	令和元年7月23 日
医療法人社団森 医院	江津市浅利町318-1	介護予防訪問看護	医療法人社団森医 院浅利診療所	江津市浅利町318-1	令和元年7月23 日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原 257	居宅療養管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原 257	令和元年7月15 日
永田 宏之	鹿足郡津和野町日原 257	介護予防居宅療養 管理指導	永田歯科医院	鹿足郡津和野町日原 257	令和元年7月15 日
有限会社 トリ ム薬局	雲南市加茂町加茂中 1321-6	居宅療養管理指導	トリム薬局	雲南市加茂町加茂中 1321-6	令和元年8月1 日
有限会社 トリ ム薬局	雲南市加茂町加茂中 1321-6	介護予防居宅療養 管理指導	トリム薬局	雲南市加茂町加茂中 1321-6	令和元年8月1 日

島根県告示第471号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
船津 康裕	内科・消化器内科	医療法人心和会 船津内科 医院	江津市嘉久志町イ1220-4	令和元年11月29日
生田 幸広	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	令和元年11月29日

島根県告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
浜田市金城町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第473号

令和元年島根県告示第340号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町蓼野1433-2、1433-5、1961-6	藤本 アサコ
鹿足郡吉賀町蓼野1496、1496-1、1496-2、1963-9、1963-27	宗内 大吉
鹿足郡吉賀町蓼野1498-1、1498続1、1963-26、1963-27、1963-29、1963続10、1963続11、1963続13、1963続16	宗内 重見
鹿足郡吉賀町蓼野1537続6	宗内 昭雄
鹿足郡吉賀町蓼野1548	寺戸 厚文
鹿足郡吉賀町蓼野1548-3、1548-16から1548-18まで	大石 桂子
鹿足郡吉賀町蓼野1548-4、1548-5、1548-9、1960-7	齋藤 達雄
鹿足郡吉賀町蓼野1554-6	蔵本 カツコ
鹿足郡吉賀町蓼野1949	岡田 貞三
鹿足郡吉賀町蓼野1949	神手 広助
鹿足郡吉賀町蓼野1949	蔵本 勝
鹿足郡吉賀町蓼野1949	河野 清登
鹿足郡吉賀町蓼野1949	齋藤 秋治
鹿足郡吉賀町蓼野1949	斉藤 コト
鹿足郡吉賀町蓼野1949	斉藤 静子
鹿足郡吉賀町蓼野1949	齋藤 季治
鹿足郡吉賀町蓼野1949	齋藤 留藏
鹿足郡吉賀町蓼野1949	斉藤 みどり
鹿足郡吉賀町蓼野1949	斉藤 靖英
鹿足郡吉賀町蓼野1949	佐瀬 幸子
鹿足郡吉賀町蓼野1949	中村 乙次郎

鹿足郡吉賀町蓼野1949	能美 勝治
鹿足郡吉賀町蓼野1949	堀江 守
鹿足郡吉賀町蓼野1949	光弘 國藏
鹿足郡吉賀町蓼野1949	紀経山
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-12から1952-14まで	河野 修五郎
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-12から1952-14まで	長藤 トシコ
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-12から1952-14まで	日坂 匡宏
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6	宗内 市左衛門
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-14	山本 真佐恵
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-14	山本 トメ子
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-14	山本 美津子
鹿足郡吉賀町蓼野1952-6、1952-8、1952-14	山本 良正
鹿足郡吉賀町蓼野1952-8	能美 良子
鹿足郡吉賀町蓼野1952-8	森下 武一
鹿足郡吉賀町蓼野1952-12から1952-14まで	河野 キヨ子
鹿足郡吉賀町蓼野1952-12、1952-13	伏谷 真佐恵
鹿足郡吉賀町蓼野1952-12、1952-13	山根 美津子
鹿足郡吉賀町蓼野1953-3	中島 繁雄
鹿足郡吉賀町蓼野1954-8	河野 増藏
鹿足郡吉賀町蓼野1954-8、1954-28、1956-36、1956-37	三浦 武雄
鹿足郡吉賀町蓼野1954-8、1954-28、1956-36、1956-37	宗内 末七
鹿足郡吉賀町蓼野1954-19、1954-28、1956-36、1956-37、1956-10、1956-12、1956-25、1956-26、1956-28、1956-30、1956-31、1956-51	河野 里司
鹿足郡吉賀町蓼野1954-28、1956-36、1956-37	河野 村治
鹿足郡吉賀町蓼野1954-34、1965-57、1965-64、1965-65	中丸 知郎
鹿足郡吉賀町蓼野1956-36、1956-37	原野 熊藏
鹿足郡吉賀町蓼野1956-36、1956-37	三浦 ナヲ
鹿足郡吉賀町蓼野1956-44、1956-62、1961-8	日本紙業株式会社
鹿足郡吉賀町蓼野1956-55	村社愛宕神社
鹿足郡吉賀町蓼野1960-5、1963-26、1963-27、1963-29	廣中 喜作
鹿足郡吉賀町蓼野1961-1、1961-4から1961-6まで	藤本 定美
鹿足郡吉賀町蓼野1961-4、1961-5	藤本 隆人
鹿足郡吉賀町蓼野1963-5、1963-12、1963-15、1963-19、1963-22、1963-26、1963-29	宗内 佳鳳
鹿足郡吉賀町蓼野1963-14、1963-26、1963-29	宗内 シズ子
鹿足郡吉賀町蓼野1963-26、1963-29	松前 茂芝
鹿足郡吉賀町蓼野1963-27	宗内 徳三郎
鹿足郡吉賀町蓼野1964-1	大田 光藏

鹿足郡吉賀町蓼野1964-1、1964-2、1964-9	大林 十七五郎
鹿足郡吉賀町蓼野1964-1、1964-2、1964-9	藤本 為助
鹿足郡吉賀町蓼野1964-1、1964-2、1964-9	藤本 正人
鹿足郡吉賀町蓼野1964-1、1964-2、1964-9	宗内 慶之進
鹿足郡吉賀町蓼野1964-1	宗内 時太郎
鹿足郡吉賀町蓼野1964-2	宗内 福市
鹿足郡吉賀町蓼野1965続2から1965続6まで	内山 春吉
鹿足郡吉賀町蓼野1965続2から1965続6まで	寺戸 栄治
鹿足郡吉賀町蓼野1965続5	寺戸 栄吉
鹿足郡吉賀町蓼野1965-52、1965-56、1965-59、1965-63、 1965-69	斉藤 吉藏
鹿足郡吉賀町蓼野1965続18	寺戸 マスコ
鹿足郡吉賀町蓼野1965-52、1965-56、1965-59、1965-63、 1965-69	寺戸 マスコ
鹿足郡吉賀町蓼野1965-63	斉藤 一美

島根県告示第474号

令和元年島根県告示第351号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町上高尻607-2	渡邊 鶴雄
鹿足郡吉賀町上高尻717、738-46	桑原 利春
鹿足郡吉賀町上高尻733-74、737-17、737-18	藤井 徳美
鹿足郡吉賀町上高尻734-11	稲倉 シゲコ
鹿足郡吉賀町上高尻735-14	河野 一夫
鹿足郡吉賀町上高尻735-63、735-66、735-91	田野 重利
鹿足郡吉賀町上高尻735-69、736-15、737-50、737-51、737- 53	堀 米喜
鹿足郡吉賀町上高尻735-82、735-84、735-99	横田 通知雄
鹿足郡吉賀町上高尻795-3	鼻岡 眞澄
鹿足郡吉賀町上高尻795-3	半川 昭雄

島根県告示第475号

令和元年島根県告示第364号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町広石453-1	内田 偉人
鹿足郡吉賀町広石456	久保 岩人
鹿足郡吉賀町広石797	澄川 ひとみ
鹿足郡吉賀町広石802	有林 史人
鹿足郡吉賀町広石807	能美 克弥
鹿足郡吉賀町広石1170-1から1170-6まで	村上 定弘
鹿足郡吉賀町広石1172-3	桑本 英美
鹿足郡吉賀町広石1172-6	青木 勘藏
鹿足郡吉賀町広石1172-6	安藤 徳次郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	石井 新
鹿足郡吉賀町広石1172-6	石原 庄市
鹿足郡吉賀町広石1172-6	伊藤 勝太郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	大岡神社
鹿足郡吉賀町広石1172-6	大田 梅吉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	大田 貫太郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	大田 行雄
鹿足郡吉賀町広石1172-6	岡 民右衛門
鹿足郡吉賀町広石1172-6	尾崎 倉太郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	尾崎 忠夫
鹿足郡吉賀町広石1172-6	尾崎 豊作
鹿足郡吉賀町広石1172-6	角野 好吉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	河口 友藏
鹿足郡吉賀町広石1172-6	河野 里治
鹿足郡吉賀町広石1172-6	狩山 惣助
鹿足郡吉賀町広石1172-6	久保 宇吉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	久保 新造
鹿足郡吉賀町広石1172-6	久保 元吉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	栗崎 覺
鹿足郡吉賀町広石1172-6	栗崎 佐次郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	栗本 定子
鹿足郡吉賀町広石1172-6	桑本 百太郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	小山 清四郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	斎藤 育三郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	崎村 栄吉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	崎村 末藏
鹿足郡吉賀町広石1172-6	崎村 林助
鹿足郡吉賀町広石1172-6	佐々木 芳兵衛
鹿足郡吉賀町広石1172-6	下川 清助

鹿足郡吉賀町広石1172-6	下瀬 繁藏
鹿足郡吉賀町広石1172-6	高木 ユキ
鹿足郡吉賀町広石1172-6	高橋 幸三郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	田中 久右衛門
鹿足郡吉賀町広石1172-6	永島 近治
鹿足郡吉賀町広石1172-6	能美 泉
鹿足郡吉賀町広石1172-6	能美 信太郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	信国 愛治郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	常陸 イソ
鹿足郡吉賀町広石1172-6	廣中 彦左衛門
鹿足郡吉賀町広石1172-6	藤永 清八
鹿足郡吉賀町広石1172-6	森田 一二三
鹿足郡吉賀町広石1172-6	山下 沢次郎
鹿足郡吉賀町広石1172-6	吉村 熊吉
鹿足郡吉賀町広石1172-14	崎村 幸孝

島根県告示第476号

令和元年島根県告示第373号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町抜月2452-3、3009-39、3009-120、3009-171、 3009-192、3009-205、3010-32	水元 利幸
鹿足郡吉賀町抜月2452-4	田畑 初音
鹿足郡吉賀町抜月2850	竹内 安次郎
鹿足郡吉賀町抜月2858続1	松前 高子
鹿足郡吉賀町抜月3008-3	村上 定弘
鹿足郡吉賀町抜月3008-9	吉川 茂
鹿足郡吉賀町抜月3008-17、3008-34、3008-39、3008-60	西本 増治郎
鹿足郡吉賀町抜月3008-26、3008-51、3008-77、3008-89	黒谷 薫
鹿足郡吉賀町抜月3008-42、3008-43	吉岡 数道
鹿足郡吉賀町抜月3008-80	正木 春美
鹿足郡吉賀町抜月3009-19、3009-37、3009-118	斎藤 達人
鹿足郡吉賀町抜月3009-20	三宅 利夫
鹿足郡吉賀町抜月3009-33	見川 哲幸
鹿足郡吉賀町抜月3009-42、3009-116、3009-179	水元 廣美
鹿足郡吉賀町抜月3009-63、3009-185	三宅 徳市
鹿足郡吉賀町抜月3009-161、3009-162	見川 春市

鹿足郡吉賀町抜月3009-185	大野 豊
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	河野 貞右衛門
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	齋藤 勝三郎
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	斉藤 米太
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	杉本 治
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	澄川 重太郎
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	澄川 弥太郎
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	長峰 善右衛門
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	増本 彌八
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	松前 藤太
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	見川 務
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	見川 吉治
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	見川 善兵衛
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	見川 ツヤ
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	水元 佐右衛門
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	三宅 陸右衛門
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	村上 梅吉
鹿足郡吉賀町抜月3009-185	村上 猶太
鹿足郡吉賀町抜月3010-6	堀本 範
鹿足郡吉賀町抜月3010-9	藤井 健児
鹿足郡吉賀町抜月3010-11	小浜 寛
鹿足郡吉賀町抜月3010-37	杉崎 富太郎
鹿足郡吉賀町抜月3010-37	田中 功

島根県告示第477号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県県央県土整備事務所大田事業所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 河川の名称
二級河川福光川水系福光川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和元年12月13日
- 3 廃川敷地等の位置
大田市温泉津町上村461番12、461番13、616番8、409番14
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 123.35平方メートル

島根県告示第478号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、雲南都市計画事業丸子山周辺土地区画整理事業施行者雲南市代表者雲南市長速水雄一から令和元年12月4日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年11月23日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

益田市赤雁町地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

F R P 船 2 隻

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

ア 一級河川斐伊川水系新建川（伊志見橋上流約30メートルの右岸）

イ 一級河川斐伊川水系京橋川（東京橋真下の左岸）

(2) 日時

令和元年11月27日 8時30分から同日17時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

令和元年11月27日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地（松江港馬潟地区）

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
- 〒690-0011 松江市東津田町1741番地1
- 島根県松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話 0852-32-5736

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
出雲都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
出雲市知井宮町、東神西町、西神西町、湖陵町三部、湖陵町常楽寺、湖陵町畑村、湖陵町二部、多伎町久村、多伎町多岐、多伎町小田及び多伎町口田儀
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び出雲市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和元年12月13日から同月27日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
島根県企業局施設で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）28,449,000キロワット時
予定使用電力量は、平成28年4月から平成31年3月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。
 - (2) 調達案件の仕様
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、令和2年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

- ア 島根県安来市上坂田町545番地1 今津浄水場
イ 島根県雲南市加茂町三代96番地2 三代浄水場
ウ 島根県江津市松川町上河戸703 江津浄水場
エ 島根県江津市松川町長良158 江の川取水場

(5) 入札書の記載方法等

- ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
(3) 令和2年1月17日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
(4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録された者であること。
(5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県知事の入札参加資格の承認を受けたものであること。
(8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
(9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県企業局総務課総務予算グループ
電話 0852-22-5673
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
令和元年12月13日（金）から令和2年1月17日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
なお、FAX及び電子メールによる交付は、行わない。
- (3) 入札説明会
行わない。
- (4) 入札書の提出期限
令和2年2月6日（木）午前10時（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、同日午前9時までに(1)の場所へ到着していること。)

(5) 入札の日時、場所及び開札

- ア 日時 令和2年2月6日(木)午前10時
- イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県会議棟 第1会議室
- ウ 開札 即時開札

(6) その他

FAX、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 入札参加者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年1月17日(金)午後5時までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない(郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に到着していること)。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、同規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Name of item/Supply: Electrical Power Supply for the Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise

Water Purification Facility and Water Intake Tower

Supply Period : From April 1st, 2020 to March 31st, 2023

- (2) Bidding participation Requirement and Application Deadline : From December 13th, 2019 (Friday) to January 17th, 2020 (Friday) (Excluding Saturdays, Sundays, and Holidays) , between 9 a.m. and 5 p.m. (excluding from 12 p.m. to 1 p.m.)

Please submit your application within the aforementioned time period.

- (3) Deadline for Submission of Tender and Opening of Bid Date and Time : February 6th, 2020 (Thursday) 10 a.m.

Deadline for bids sent by mail : February 6th, 2020 (Thursday) 9 a.m.

- (4) Contact Information and Address : Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs Division, General Budget Group, 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL : 0852-22-5673

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年12月13日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

メンテナンス付カーテンリース 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

令和元年10月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 浜田市浅井町87番地2

5 落札金額

924,000円/月額（消費税及び地方消費税を含む。）

550円/臨時洗濯1枚（消費税及び地方消費税を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和元年8月20日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員宿舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第5号

島根県企業局職員宿舍管理規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員宿舍管理規程（昭和60年島根県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

「M
T
様式第3号中 S を削る。
S
H」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和元年12月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,398
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	161,645
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
松江選挙区	56,087
浜田選挙区	15,164
出雲選挙区	47,474
益田選挙区	13,058
大田選挙区	9,812
安来選挙区	10,918
江津選挙区	6,645
雲南・飯石選挙区	12,247
仁多選挙区	3,657
邑智選挙区	5,329
鹿足選挙区	3,913

隠岐選挙区

5,656

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 161,645

人 事 委 員 会 細 則

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和元年12月13日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第2号

職員の任用に関する細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する細則（昭和28年島根県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

地方公務員法第16条

第1号 成年被後見人又は被保佐人

第2号 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第3号 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第5号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

」

を

「

地方公務員法第16条

第1号 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第2号 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第4号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

」

に改める。

附 則

この細則は、令和元年12月14日から施行する。